

久万高原町学校・家庭・地域連携推進事業推進委員会設置要綱

令和3年3月31日
教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 この告示は、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域の実情に応じた子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域と一体となって子どもたちを育むための仕組みである「コミュニティスクール」と、子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動の一体的な推進を図り、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進するための組織として、久万高原町学校・家庭・地域連携推進事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌所要)

第2条 推進委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業実施の在り方、安全管理方策及び広報活動方策の検討に関すること。
- (2) ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策の検討に関すること。
- (3) 事業実施後の検証及び評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、活動の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものの中から、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) P T A関係者
- (3) 各種団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 家庭教育支援事業関係者

(6) 放課後子ども教室関係者

(7) その他教育長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、この告示の施行後、最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

(意見聴取)

第6条 委員長が認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。